

第2節 学校教育

1 概要

(1) 指導行政の基本方針

新世紀ふくしまを担う「明るく個性豊かな人間の育成」を基本目標に、21世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒の育成（養護教育の充実）を図るために、

- 1 適正就学の推進
- 2 教育機会の拡充
- 3 教育内容・方法の改善充実
- 4 生徒指導・進路指導の充実
- 5 教育諸条件の整備充実

の観点から施策を展開し、その充実に努めた。

特に、児童生徒の障害の重度・重複化・多様化に対応するため、障害の状態及び能力・適性等に応じる教育を一層進めて、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間の育成を目指した教育に努めた。

また、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、地域や学校の実態等に応じ、学校の教育活動全体を通じて、障害のない児童生徒及び地域社会の人たちと活動を共にする機会を積極的に設け、小・中学校の児童生徒、教職員、地域住民が障害に対する正しい理解と人間尊重の精神に根ざした心の触れ合いを深めるように努めた。

(2) 指導組織

課長、主幹兼課長補佐、主任管理主事兼振興係長、管理主事、主任指導主事各1名、指導主事3名及び副主査1名、主事1名、各教育事務所養護教育担当指導主事7名及び養護教育担当学校教育指導委員6名をもって指導に当たった。

(3) 学校教育指導の重点

前記の基本方針に基づき、指導の重点を次のように設定し、指導の充実を図った。

① 教育内容・方法の改善充実

ア 盲・聾・養護学校の学習指導要領を踏まえ、教育課程の円滑な実施を図るため、盲・聾・養護学校、特殊学級の教員に対し、教育課程編成の工夫や管理の研修を通して、指導内容・方法の改善と指導力の向上に努めた。

イ 県立学校共同訪問（10校）、特殊学級設置校共同訪問（7校）により、障害児の学習指導、生徒指導、管理運営等の諸問題について協議を深め、指導助言を行い、学校運営の質的向上に努めた。

② 生徒指導の充実

児童生徒の障害の状態や特性について、教職員の共通理解を図り、小・中・高等部の一貫した指導に努めると共に、生徒指導の機能を生かした授業や諸活動の実践に努めた。

③ 進路指導の充実

児童生徒が自己の長所を知り、その伸長を図り、望ましい進路選択ができるようにするために、個に即した進

路指導の作成や福祉・労働・医療機関との連携を図り、校内の進路指導体制の確立に努めた。

④ 軽度障害児の指導の充実

特殊学級の少人数化や多様化を考慮し、交流教育の推進や個に応じた指導計画の作成及び指導に努めた。

また、通常の学級に在籍する、軽度の障害児をの理解や指導の在り方についてセミナーを開催し、担当する教員の研修に努めた。

⑤ 交流教育の推進

養護教育地域交流推進実施校（精神薄弱養護学校1校、協力小学校1校、協力中学校1校、協力地域1地区）を指定し、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒や地域社会の人たちと活動を共にすることにより、障害児とその教育に対して正しい理解と認識を深めると共に互いに連帯意識を育むことに努めた。

⑥ 指導職員の資質の向上

ア 養護教育担当指導主事会議の開催

養護教育に関する指導の重点や事業等についての研究協議を行い、各教育事務所管内の養護教育の理解並びに円滑な推進を図った。

イ 県立学校学校教育指導委員連絡協議会の開催

養護教育に関する事業概要及び指導の重点、並びに学校教育指導委員の任務についての研修を行い、学校教育指導委員の資質の向上を図った。

ウ 盲・聾・養護学校初任者研修の実施

校外研修に新たに「障害に応じた多様な進路指導」を加え、実施した。

39名の初任者は、学級担任または学級副担任となり、教育実践を通じ指導力と使命感を養い、幅広い知見を得させ、その後の教員としての資質向上の基礎を形成することに努めた。

エ その他の研修会の実施

- ・ 養護教育教務主任研修会
- ・ 養護教育研修主任研修会
- ・ 訪問教育担当教員講習会
- ・ 特殊教育新任担当教員研修会
- ・ 教職経験者研修ⅠⅡⅢ
- ・ 養護教育担当教員長期・短期研修

⑦ 適正就学の推進

心身障害児就学指導講習会を開催し、地域の実態に即した適正な就学指導を進めるため、市町村教育委員会の就学指導担当者及び小・中学校、盲・聾・養護学校の校内就学指導委員会等の教員を対象とし、障害児の就学についての理解と啓発の在り方についての講義や研究協議等を行った。

また、心理検査の実技を行い、検査方法及び採点の仕方等について研修を深めた。

また、市町村における就学指導を補完するため、県心身障害児就学指導委員会を開催し、障害児の適正な就学指導の推進に努めた。